

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める件

暴力を振るう、食事を与えない等の行為によって保護者が我が子を死に追いやるといった深刻な児童虐待事件が相次いでいます。こうした事態を防ぐため、国は虐待の発生防止、早期発見に向けた対応を行ってきましたが、悲惨な児童虐待は依然として発生し続けています。

特に、2018年3月の東京都目黒区での児童虐待死事件を受け、政府は同年7月に緊急総合対策を取りまとめました。しかし、2019年1月、千葉県野田市で再び痛ましい児童虐待死事件が発生しました。児童相談所も学校も教育委員会も把握していながら、なぜ救えなかったのか、悔やまれてなりません。

その後、同年6月19日、児童のしつけに際し体罰を加えることを禁止するとともに、児童相談所の体制強化などを図る児童福祉法等改正案が成立しました。この法改正により、民法上の懲戒権や子どもの権利擁護の在り方についても、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずることとされました。

しかしながら、児童虐待死事件の再発を防ぐためには、上記法改正に基づく取り組みだけでなく、児童相談所、学校、警察などが連携を強化するとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤーといった専門家の配置を進めていくことが急務です。

また、全国の関係機関で速やかに情報共有を行う仕組み作りも求められているほか、DV被害と虐待に苦しむ家庭に対する支援も十分ではないという現状があります。

よって、国会及び政府におかれましては、上記法改正に基づいた取り組みを推進するとともに、下記の事項について対応されるよう強く要望します。

記

- 1 学校における虐待防止体制の構築や関係機関相互の連携強化を図るとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー配置のための財政的支援を行うこと
- 2 虐待防止のための情報共有システムを全ての都道府県・市町村で速やかに構築できるよう対策を講ずるとともに、全国統一の運用ルールや基準を国において速やかに定めること
- 3 児童相談所とDV被害者支援を行う婦人相談所等との連携を強化し、児童虐待とDVの双方から親子を守る仕組み作りを着実に進めること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年10月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
国家公安委員会委員長 様

仙台市議会議長 鈴木勇治